

# 能登半島地震被災者のための専門家チームによる 第1回説明・相談会

2024年4月20日(土)

4月21日(日)

## 報 告 集

---

主 催： 近畿災害対策まちづくり支援機構  
協力団体： 被災地NGO協働センター  
中島町西岸地区町会連合会

この支援活動は、社会福祉法人中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート募金 (ボラサポ 令和6年能登半島地震)」の助成を受けています。

## 第 1 回説明・相談会報告集

被災者の方々のお一人おひとりによりそって、専門家チームがお答えします。

被災地の地元の行政、専門家士業団体、ボランティア団体等との連携・調整の上、被災者の方々の支援を目指します。

説明会	2024年4月20日(土) 午後の部 〃 午後1時～約20分
	相談会冒頭、中山泰誠弁護士(兵庫県)から被災建物の損壊の程度と罹災証明書の交付、再調査の申請等、被災者生活再建支援金、公費解体、特例融資等の助成制度の基本的事項について、被災者の方に説明
参加者	18名
相談会 会場	2024年4月20日(土) 午後1時30分～午後4時30分 中島地区コミュニティセンター西岸分館
協力団体	被災地NGO協働センター 西岸地区町会連合会
説明会	2024年4月21日(日) 午前10時 ～約20分 〃 午後1時30分～約20分
	上記同様、中山泰誠弁護士から被災者への説明
参加者	21名(午前、午後を通して)
相談会 会場	2024年4月21日(日) 午前10時20分～午後12時20分 〃 午後1時20分～午後4時 中島地区コミュニティセンター
協力団体	被災地NGO協働センター

## 4月20日開催分の相談の概要

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
1	<p>公費解体したい物件の名義人が亡くなっているため相続発生 相続人に所在不明、生死不明の人がいる、また所在は分かるが疎遠な人がいる、どうすればよいか</p>	<p>物件の名義人が亡くなっている場合、原則相続人の全員の同意が必要</p> <p>環境省のマニュアルでは宣誓書による対応の記載もあるので七尾市と相談してはどうか 疎遠な人に対しては、放置することのデメリット（費用がかかる）を説明し同意を求めてはどうか</p> <p>(相談対応者：弁護士、土地家屋調査士)</p>
2	<p>自宅以外の建物（引っ越し前に住んでいた家）について被害が大きいので、公費解体をしたい、どうすればよいか</p> <p>居宅の被害が大きく、倒壊の危険性が高い</p>	<p>引っ越して新たな住居が出来た場合、引っ越し前の家の被害は住家被害とはならない 七尾市で、4月から被災証明書（住宅以外の建物の場合の証明書）が発行されるようになった</p> <p>被災証明書の申請を（ミナクル2Fの）税務課で行うよう助言 被災証明書があれば、住家以外であっても、半壊以上であれば公費解体の適用が受けられる可能性があることを説明した</p> <p>倒壊の恐れがあると認められる場合、及び工事支障のために撤去が必要といえる場合は、公費解体の補助対象の余地あり … 七尾市の税務相談課に TEL し、直接相談担当者が確認、必要書類として、免許証等身分の分かる書類必要</p> <p>被災した建物の間取りが分かる図面必要（無ければ申請の際、図面記載すれば可） 税務課で相談することになった</p> <p>(相談対応者：司法書士、不動産鑑定士)</p>
3	<p>公費解体をしたが、建物は建てないといけないのか</p>	<p>建物を建て替える必要はない 被災者生活再建支援法や被災者特例貸付等を説明、資金面から建替え可能かどうかの検討を助言</p> <p>(相談対応者：弁護士)</p>

4	<p>車に瓦が落ちてきて、フロントガラスが損壊</p> <p>仕入れに使用していた車で車両保険には入っている 修繕費が自分にはない</p>	<p>車について、臨時特例給付金の施行が始まっている</p> <p>前提に被災者生活再建支援金の申請があること（この支援金の上乗せ制度であるため）、従って新たに申請は不要</p> <p>家財の特例給付 50 万円に車が含まれる</p> <p>他に住宅再建の上乗せ分等は、現在準備中とのこと</p> <p>半壊建物を公費解体した場合、支援金の支給が得られる</p> <p>(相談対応者：弁護士他 2 名)</p>
5	<p>建物を公費解体したが、登記簿上抵当権が設定されている</p>	<p>設定から長期を認めている場合、抵当権者に対し、完済または、被担保債権の消滅時効完成の余地がある</p> <p>抵当権者の中に、実質的に担保設定の利益を喪失しているのに、解体に同意しないとする点が問題</p> <p>但し、不同意なら訴訟必要だが、建物が明らかに経済的価値のない場合、協議をすべき</p> <p>(相談対応者：弁護士、司法書士)</p>
6	<p>祖父所有の土地、建物の登記は会社なりわい再建支援助成金を受けたいが、その手続と要件は</p> <p>被災証明書の判定がまだ出ていない</p> <p>食堂は地割れ、壁が落ちて傾いている 食堂営業は中止している 販売、カキ小屋を経営 なりわい再建支援助成を得たいが、事業の再建できるか</p>	<p>所有者からの申請が必要</p> <p>売買契約をして会社名義に移転</p> <p>土地と建物名義の整理が前提として必要</p> <p>建物について、被災証明書をとること、2社以上の業者の見積もりが必要</p> <p>なりわい補助金で、継続して相談・指導をしてもらえる（窓口の案内）</p> <p>被災者証明書がまだということだが、その内容により対応が変わる</p> <p>全壊、大規模半壊なら、なりわい助成で建替え可</p> <p>中規模半壊では、原則建て替えの対象にならないが、建築士の証明があるなど対象になる場合もある</p> <p>中規模半壊だった場合は、再調査を依頼したり、建築士に相談をしてみる</p> <p>中規模半壊では、公費解体の対象になるが、半壊、中規模半壊では原則、なりわい補助金の対象外であることに注意</p> <p>(相談対応者：弁護士、行政書士)</p>

7	<p>災害復興住宅融資について、手続、内容はどうか 被災ローン減免制度についてどうか</p>	<p>高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ）を説明 毎月の返済額は、利息のみ、元金は亡くなった時に清算 自然災害被災者債務整理ガイドラインについて説明、ブラックリストに載らない 保証人に責任が及ばない まず債権者のうち、最大額の金融機関の同意を得て、弁護士会に申し込み、登録支援専門家を推薦してもらうことを助言</p> <p>(相談対応者：弁護士、行政書士)</p>
8	<p>自宅は大規模半壊、3月から仮設住宅に入居 公費解体申請済でOKはもらっているが、その進捗状況が全く不明 建て替えを自己資金で賄えるが、できれば支援金の範囲内でできればと思うので、金額を知りたい ただし、解体のめどが立たないと、今後のことを考えられない 小さくても自宅を建てたいと考えており、住むところがないまま仮設から出ることになるとうなるのか、不安で安眠できない</p>	<p>今回の災害で仮設住宅は入居制限が2年とどまることはまずないと思われる 延長の余地あり 公費解体の目途が立たないことで不安を抱えている被災者がおられることは、報告書にあげる</p> <p>(相談対応者：弁護士、技術士)</p>
9	<p>全般的な相談</p>	<p>被災生活の様々な悩みや不安の相談を受けた</p> <p>(相談対応者：弁護士他2名)</p>
10	<p>雑損控除はどんな制度か フェンスが倒れかかっている場合はどうすればよいか</p>	<p>雑損控除を説明 災害減免法との比較</p> <p>5年分で雑損控除するか、6年分から通常通り申告するか検討するよう助言 一部損壊なら2万円まで控除しかない</p> <p>(相談対応者：弁護士2名、税理士)</p>
11	<p>半壊で仮設に入居 2年で出るのは無理 私の場合、どんな助成を受けれるか</p>	<p>(相談対応者：弁護士他2名)</p>
12	<p>生活再建支援金 单身なので3/4だけ 家を建て直したいけどお金が足りない</p>	<p>被災者生活再建支援金と上乗せの高齢者臨時特例給付金制度について説明 特例給付金で50万円+200万円 災害復興住宅融資と高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ）の制度を紹介</p> <p>(相談対応者：弁護士、不動産鑑定士)</p>

13	<p>一部損壊 2 回目の調査を依頼しているが、修理をしても差支えないか</p> <p>ジャッキアップするのに、どの位の費用がかかるか修理方法の相談</p>	<p>補強工事のアドバイス 改めて現地調査を実施</p> <p>一定の勾配のある建物のジャッキアップは高額な費用がかかる（1500 万円位等）ことを説明 修理すれば住めるのなら、修理をする選択肢ありと助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、不動産鑑定士、建築士)</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4月20日の説明会の状況



#### 4月21日の相談会の状況



#### 4月21日の建物現地調査の状況



## 4月21日開催分の相談の概要

整理番号	相談の骨子	回答・助言等
14	<p>自宅半壊 半分位(水回り、トイレ)は回修していたので、ほぼ無傷 母屋が損壊 公費解体は全部でないと不可と言われ、応急修理をした 本格修理をするのに、支援金はどうなるか 災害リバースモーゲージについて</p>	<p>高齢者向け返済特例貸付（リバースモーゲージ）を説明</p> <p>(相談対応者：弁護士他2名)</p>
15	<p>他人に耕作してもらっていた田の施設が被災、修理費の負担をどうなるか 修理費の見積もりが疑わしいし、業者にも疑問がある なりわい助成金の申請をしたい</p>	<p>相談者が所有者、修理は自分ですべき 行政書士等をお願いして、なりわい補助金の申請を助言 耕作している他人との関係が、一段落したら弁護士会でADRを利用して協議をすることを助言</p> <p>(相談対応者：弁護士他2名)</p>
16	<p>全損壊で、仮設に入居中 2年たったら仮設住宅から出ていかないといけないか 90才の年金生活者 妻と2人</p> <p>公費解体は申請中 建物未登記</p>	<p>生活再建支援金の説明 七尾市の受付を案内</p> <p>地域福祉推進支援制度を助言 臨時特例給付金を説明</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>
17	<p>全壊 公費解体 納屋は解体進めている 柱はしっかりしているので、柱を残して公費解体できるか</p>	<p>制度としては、一部の取り壊しは対象外となり、無理</p> <p>希望通りにするのなら、自費解体となる</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>
18	<p>ガソリンスタンドの隣に5軒の家 家の崩れた屋根が、ガソリンスタンドに寄りかかっているが、衝立をしている 車が家の下敷き 公費解体はいつしてもらえるか 一部損壊の家の漏電も心配 全壊した家から電気をひいている</p>	<p>公費解体はいつになるかは不明、順番待ちの状態のため経過をみること</p> <p>一部損壊の評価は最低なので、再(二次)調査をしてもらってはどうかと助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>



19	<p>建物が二次調査で半壊 直して住みたいが、基礎に亀裂、柱損傷、雨漏り 直せるかどうか</p>	<p>建物の損壊の程度について、二次調査で半壊の判定の変更に対応 修理が可能かどうかについて、基本は修理できるものは修理する方がよい 但し現場を確認しないと損傷の程度が不詳 再度、相談会に来てもらい、建築士と現場確認に行く ⇒ 再来所を得て現場に一緒に出向き、調査実施 (相談対応者：弁護士、建築士)</p>
20	<p>自宅に居住 罹災証明書は中規模半壊 解体して、賃貸へ転居したい 家と土地を所有するが、子供に相続させたくない 修理はしないで解体を希望</p> <p>弟の家が全壊だが、本人は入院中 公費解体の申請をしたいがどうすればよいか</p>	<p>特例給付金を案内</p> <p>山や田畑を子に相続させたくない … 公庫帰属制度があるが、ハードルが高い、費用もかかる、子供と協議するよう助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>
21	<p>車に、隣の家の瓦が落ちて損傷 修理に15万円程かかった どこかから援助を受ける</p>	<p>臨時特例給付金は廃車しなければ出ない 自宅は大規模半壊なら、被災者生活再建支援金の申請をしておれば動産の損害について自動的に支給される</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>
22	<p>市営住宅 仮設に入居中、次のすまいを何とかしたい、規模半壊</p> <p>孤立集落で崖が崩れそう 不便な遠いところなので、役所に行けない みなし仮設、空き部屋がなく入れない これからどうしたらよいか</p>	<p>罹災証明書の再調査を助言 調査結果について、個人情報保護法に基づき、開示請求を助言</p> <p>(相談対応者：税理士、弁護士、建築士)</p>
23	<p>5人家族で1回目の仮設の当選をしたが、祖父の住所がない 地震保険、500万円 仮設に1人で申し込んだら落選 安心して一人暮らししたい</p>	<p>七尾市の高齢者支援課の相談を助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>
24	<p>半壊で、現在は仮設入居中 公費解体か修理か、再建方法を検討中 リバースモーゲージの場合どの位借りれるか、返済額はどうか</p>	<p>物件の6割位までの金額を借りられる 60万円借りたら、3ヶ月1.5万円利息返済 高齢者向け返済特例（リバースモーゲージ）を説明 パトリア（七尾市駅前）4階で住宅支援機構の相談が受けられる</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>



25	<p>中規模半壊 外からしか見ていない 解体したい</p>	<p>公費解体したらみなし全壊となる 二次調査もよいが、まず解体申請したらどうか</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士、不動産鑑定士)</p>
26	<p>実家が被災した 公費解体してもらいたいがどうか 居住できる状態でない 妹を通じて罹災証明書申請中</p>	<p>空き家でも半壊以上の認定が出れば、公費解体の対象となる</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>
27	<p>建物住宅ローン 土地は祖父名義</p> <p>中規模半壊</p>	<p>被災者ローン減免制度の利用を助言 金沢弁護士会を教示</p> <p>(相談対応者:建築士、弁護士、不動産鑑定士)</p>
28	<p>夫婦2人で居住 娘は地域外で独立 建物基礎が鉄筋故クリートのため25mmの亀裂がある 内部は建具が動かない所が1ヶ所ある 屋根が、道路側にせり出してズレてきているので解体したい</p>	<p>解体も一方法だが、生活状況も考慮して補修でもつかどうか調査をしてもらうことを助言</p> <p>また毎年の定期診断を依頼する方法もある 現地調査確認を助言</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士他)</p>
29	<p>中規模半壊、解体したいがどうか 応急仮設制度は利用しない</p>	<p>解体すればみなし全壊となる 仮設住宅制度を説明</p> <p>(相談対応者:弁護士他)</p>
30	<p>納屋とコンクリート塀の解体について</p>	<p>公費解体の対象は被災した家屋 罹災証明書で半壊とされた以上の損壊家屋</p> <p>納屋、倉庫、ブロック塀、擁壁などは、被災状況や解体工事への支障によって、一体的に解体の対象となる余地がある</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士他)</p>

31	<p>百坪の土地に一軒家だったが家は全壊 墓も壊れている 現在、この近隣の仮設に本人、弟、 姪の3人で入居 土地と家が父の名義で、弟が相談者名 義に変更(相続)手続き中 弟の負債に対する担保が設定されてい るため、その解除の手続きを弟が進めて いる ※ 弟氏も来場予定だったが来場されず 公費解体できるか できれば今の敷地に家を建て直して 住みたいが、資金がなく、今の家の近 くの市営住宅に住みたいが現状は満室</p>	<p>名義変更をしないと公費解体できない</p> <p>現状、まだ計画はないが、災害公営住宅の 建設計画についての情報をこまめに確認され ることを助言</p> <p>(相談対応者：弁護士、税理士、技術士)</p>
32	<p>納屋が倒壊寸前 公費解体はできるか 土留の塀が傾いている 地盤がズレている、亀裂がある 自宅の柱がズレている 農業用水の設備が損して水がひけなくて、 農業が出来ない</p> <p>何か助成はあるか</p>	<p>公費解体の対象建物の説明</p> <p>コンクリート土留が崩れ公道にはみ出して いる部分については道路管理者と協議 公費で補修・再建してもらう方法を探る</p> <p>農業用水路については用水を利用している 者全員(農区か)が補修するのが原則であるが 助成の有無については不明 市の農林水産関係の部署への相談、河川か らの取水であるので河川管理者である県の土 木事務所・農林事務所へ相談してみてもどう か</p> <p>(相談対応者:弁護士、建築士、不動産鑑定士)</p>
33	<p>仕事は個人「よろずや」 仮設に住んでいる 借りていた自宅が全壊 生活再建のための支援は</p>	<p>生活再建支援金 75 万円      50 万の 3/4</p> <p>臨時特例給付金 家財 50 万円</p> <p>災害支援資金の貸付 3 年据置を含め、10 年で最大 350 万円 (全 壊 250 万円) の給付を助言 生活福祉資金の貸付 災害復興住宅融資も紹介</p> <p>(相談対応者:弁護士、司法書士、行政書士)</p>

34	<p>寺院の相談 罹災証明書は住家は大規模半壊 本堂、鐘楼、庫裡、納屋等は、公費解体はできないのか</p> <p>寺院の再建はどうすればよいか 去年の地震で壊れた施設の一部を12月に再建したばかりでまた倒壊した</p>	<p>公益法人や宗教法人に関する災害等廃棄処理事業費補助金を助言 中小企業なみの公益法人については、常時使用する従業員の人数で判断</p> <p>復興への助成は宗教法人には、公金支出不可との原則あり 宗派からの援助の有無の確認</p> <p>1 カ寺だけの問題ではないので、能登全域の寺社との連携も図ってみてはどうか</p> <p>寺院の公費解体への補助も去年の地震による被害を契機に認められており、地域文化の保全の観点からの見直しを求めることも考えられる</p> <p>過去に「復興基金」を通じて地域コミュニティ施設として経済支援をしたことがあり、また、被災土砂置き場の賃料名目で支援金を受けた事例もあり、工夫の余地はある しかし、基本的には宗派の本山等からの支援が軸になるのではないかと助言</p> <p>(相談対応者：弁護士、税理士、技術士)</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 相談件数：2日間を通して、37件（相談票なし3件）
- 建物現地調査 3件
- 計40件

## 建物等現地調査実施事例の内容

- 1 対象敷地は、山あいの平地で盛土等の造成はないように思われ、比較的に地形条件はよい方と思われる。

今回の地震では、外壁及び柱等の構造部が10mm程傾いていた。

1階の床は振動及び下からの突き上げで床が上下動で、あちらこちらで段差が発生していた。

構造躯体は、かなりしっかりした柱（15cm角）及び梁で造られていたが、和室の続き間で耐震壁はない。柱と梁で荷重支えている。

基礎は独立基礎で、束石と束で構成されていた。

⇒ 現状の応急の補強方法は、床や土台をジャッキアップして、柱の建ちを是正し、金物補強や、火打ち土台、筋交い補強で対応すること、主要構造部が損傷しているので、再度危険度判定が必要。

束石補強工事及び1階床の補強を要すると助言。

- 2 倉（土蔵）が完全に傾いていた。

内部の柱も折れていて、非常に危険な状態。こちらの敷地は、隣地が河川で石造りの擁壁でできている。

こちらの河川の石積擁壁が崩れて、倉が傾いたと思われる。

倉の安全管理が必要かと思われ、これから梅雨になり雨が心配である。

土蔵は崩れる時は、一気に来るので早急に解体工事を進める旨を助言した。

2の本宅（母屋・離れ含む）について、河川の石積擁壁が崩れ、敷地内に地割れが発生、既存建物に影響が発生する前に、地盤改良工事を行うよう勧めた。

河川の溝の地盤改良も必要。

- 建築士として感じたことは、被災者の方はなるべく今の愛着のある住まいに住み続けたい、耐震補強レベルまで求めるのではなく、安心して住める住まいの補強方法がないかと考えておられる方が多いように思われる。

一概には言えないものの、構造躯体は積雪地域なので、昔の方はしっかり構造材を使っているように思われた。

ただし基礎については、やはり構造には問題があるように思われた。

地形からみても補強方法の検討の余地がある。

（上記報告は、現地調査を実施された建築士の報告書による）

□ 相談対応者： 近畿災害対策まちづくり支援機構所属)

- ・ 4月20日、21日両日参加

赤松 健二(税理士)、伊藤 章(建築士)・加納 早苗(コーディネーター)、石神 健吾(司法書士)、梅崎 文孝(司法書士)、小島 和彦(技術士)、加藤 公朗(税理士)、繁松 祐行(弁護士)、杉本 哲雄(技術士)、中山 泰誠(弁護士)、長谷川 豊文(不動産鑑定士)、長谷部 信一(弁護士)、尾藤 寛(弁護士)、船木 博央(不動産鑑定士)、森川 憲二(弁護士)、山本 千恵(行政書士) 計16名

- ・ 4月20日のみ参加 北山 浩章(建築士)

- ・ 4月21日のみ参加 津久井 進(弁護士) 各日 計17名

□ 協力団体： 被災地NGO協働センター

代表 頼政 良太 能登支援担当 増島 智子

被災地NGO協働センターは、阪神・淡路大震災後設立され、その後東日本大震災や熊本地震被災、西日本豪雨被災等で、被災者の方々を支援する活動を継続してこられています。

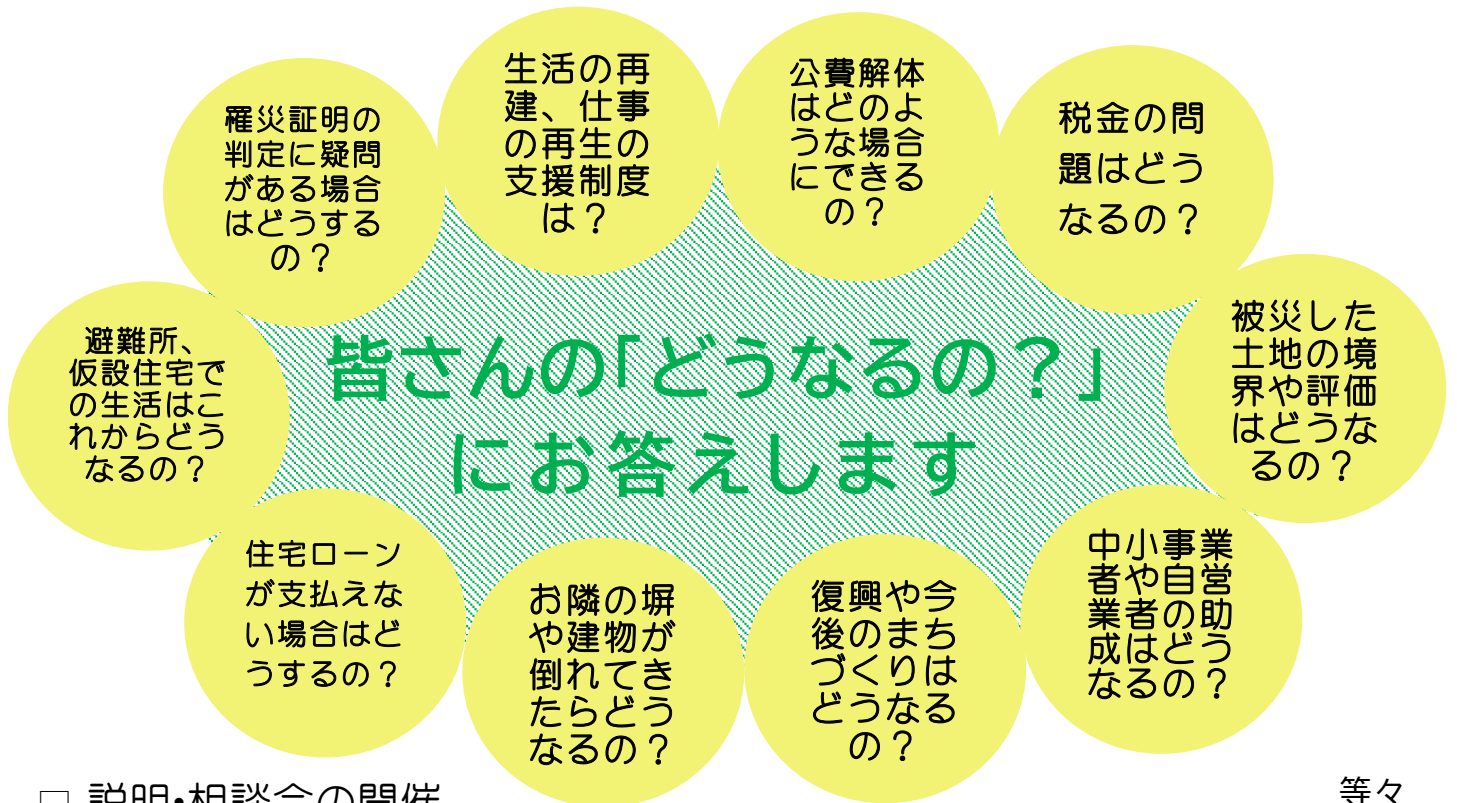
能登半島地震被災地におきましても、七尾市中島町に拠点をおかれ、被災された方々への支援物資の配布、家の片づけ、避難所のサポート等の多くの支援活動をされています。

このたびの相談会開催にあたりましては、会場確保、設営、広報等、全面的なご協力をいただき、感謝しております。

また、中島町西岸地区町会連合会におかれましても、種々ご協力いただきまして、感謝しております。

# 専門家チームによる説明会・相談会

～能登半島被災地の皆様へつなぐ支援の輪～



## □ 説明・相談会の開催

○ 4月20日(土)

時間:午後1時30分～午後4時30分

会場:中島地区コミュニティセンター西岸分館

(七尾市中島町小牧夕 18-1)

○ 4月21日(日)

時間:(午前の部) 午前10時～午後12時 (午後の部) 午後1時30分～午後4時

会場:中島地区コミュニティセンター(中島地域づくり協議会)

(七尾市中島町甲部 170 番)

## □ 協力団体

被災地 NGO 協働センター(4月20日、21日)

西岸地区町会連合会(4月20日)

## 主 催 近畿災害対策まちづくり支援機構

当支援機構は、阪神・淡路大震災の後に被災地で設立し、被災者の方々の自主的な復旧、復興を支援し、東日本大震災や熊本地震でもチームで、被災地の巡回相談を実施しました。関西広域連合と、災害時の連携協定を締結しています。

[加盟団体] 大阪弁護士会、兵庫県弁護士会、近畿税理士会、近畿司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会、近畿不動産鑑定士協会連合会、公益社団法人日本技術士会近畿本部、兵庫県社会保険労務士会、兵庫県行政書士会、特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所、日本公認会計士協会兵庫県

[賛助団体] 兵庫県建築士事務所協会

この相談活動は、赤い羽根共同募金のポラサポ・令和6年能登半島地震被災地支援の助成を受けています。